

熊谷市都市計画図

凡 例			
 赤	決定する路線（変更後）		
②	2車線	（表）	地表式

凡 例		種 類	
表 示	都 市 計 画 区	面 積 (ha)	率 (%)
	行 政 区 域		
	市 用 途 地 域		
	第 一 種 低 層 住 居 専 用 地 域	50	100
	第 二 種 低 層 住 居 専 用 地 域	60	100
	第 一 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域	60	150
	第 二 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域	60	200
	第 一 種 住 居 地 域	60	200
	第 二 種 住 居 地 域	60	200
	準 住 居 地 域	60	200
	近 隣 商 業 地 域	80	400
	商 業 地 域	80	600
	準 工 業 地 域	60	200
	工 業 地 域	60	200
	工 業 専 用 地 域	50	200
	防 火 地 域	60	200
	防 災 地 域		
	高 度 利 用 地 区		
	駐 車 場 整 備 地 区		
	都 市 計 画 道 路		
	都 市 計 画 公 園		
	都 市 計 画 緑 地		
	都 市 計 画 に 定 め ら れ た そ の 他 の 都 市 施 設		
	土 地 区 画 整 理 事 業 区 域		
	区 画 計 画 区 域		
	建 築 計 画 区 域		

※ 商業地地域は建設省告示第100号に定められている。

※ 工業地地域は建設省告示第100号に定められている。

※ 工業専用地域は建設省告示第100号に定められている。

※ 防火地域は建設省告示第100号に定められている。

※ 防災地域は建設省告示第100号に定められている。

※ 高度利用地区は建設省告示第100号に定められている。

※ 駐車場整備地区は建設省告示第100号に定められている。

※ 都市計画道路は建設省告示第100号に定められている。

※ 都市計画公園は建設省告示第100号に定められている。

※ 都市計画緑地は建設省告示第100号に定められている。

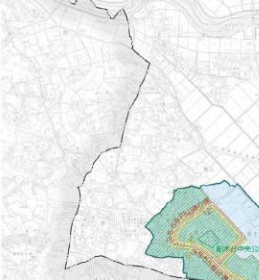
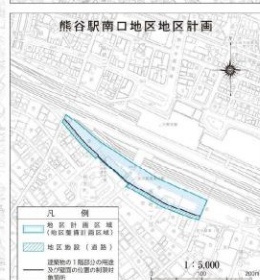
※ 都市計画に定められたその他の都市施設は建設省告示第100号に定められている。

※ 土地区画整理事業区域は建設省告示第100号に定められている。

※ 区画計画区域は建設省告示第100号に定められている。

※ 建築計画区域は建設省告示第100号に定められている。

特別用途地区【大規模集客施設制限地区】
対象範囲：準工業地域（全域）
内 容：床面積1万㎡を超える大規模集客施設の新設・増設を制限する地区



※1 この図面は都市計画の略図を示したものですので、詳細については熊谷市都市整備部都市計画課にお問い合わせください。